

「長崎県民間企業等トライアル導入支援事業」に係る

「補助事業」の募集について

募集要項

○応募受付期間 平成23年6月22日（水）～平成23年7月29日（金）

○応募書類の提出先 長崎県産業労働部 産業技術課 新産業支援班
〒850-8570 長崎市江戸町2-13
電話095-895-2525
FAX095-895-2544

○応募書類の提出方法 郵送又は持参 ※締め切り：7月29日（金）17：00必着

募集要項は、下記ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

○ホームページアドレス

http://www.pref.nagasaki.jp/quali_offer/20110622_1/index.html

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の認定については以下のホームページをご参照ください。

http://www.pref.nagasaki.jp/quali_offer/20110622_2/index.html

目次

長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助事業について

1. 事業の目的.....	1
2. 補助対象者.....	1
3. 補助事業の概要.....	2
4. 補助対象経費等.....	2
5. 応募手続きの概要.....	3

(申請書様式)

- (1) 補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 補助対象経費明細書 (第3号様式)
- (4) トライアル導入申込書 (第4号様式)
- (5) トライアル導入計画書 (第5号様式) ※製品を被災地に導入する場合の様式。

長崎県民間企業等トライアル導入支援事業について

1. 事業の目的

今後の成長が期待される環境・新エネルギー及び医療福祉分野において、県内の中小企業者等が製造する新製品のトライアル導入を支援し、普及を図ることにより、販路拡大に資することを目的とする。

※ 「トライアル導入」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の認定を受けた県内中小企業で、かつ環境・新エネルギー又は医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）を製造する者が、当該認定製品を導入予定の企業の試験的な使用から、本格導入につなげていく取り組みとする。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

① 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の認定を受けた者

認定については別途申請が必要です。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

http://www.pref.nagasaki.jp/quali_offer/20110622_2/index.html

<認定要件の概要>

- ・ 本店又は主たる事務所の所在地が県内にある中小企業者等（新規創業者及び法人を設立しようとする者を含む。）
- ・ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、知事に事業計画を提出し、審査を受け認定を受けた者。

② 環境・新エネルギー又は医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）を製造する者

（注1）「中小企業者等」とは、下記のいずれかに該当する企業者・団体です。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者
- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体

（注2）以下の方は対象となりません。

- ・ 県税の未納がある者
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がある者。
- ・ みなし大企業

※「みなし大企業」とは

- ① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職印を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④ その他上記①から③に相当すると認められる中小企業

3. 補助事業の概要

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の認定を受けた製品で、かつ環境・新エネルギー及び医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）について、県内の中小企業者等が製造する新製品のトライアル導入を実施するときに、運搬及び設置に係る経費等を助成します。

① 環境・新エネルギー分野

太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する分野

② 医療福祉分野

医工連携による新たな製品開発・サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活の向上に寄与する分野

③ 上記の①、②のいずれかの分野に関連する情報・電子分野

環境・新エネルギー及び医療福祉分野に関連する情報・電子技術等を活用した新サービス提供など。

4. 補助対象経費等

(1) 実施要綱 別表第1

補助対象経費		補助率及び補助限度額
経費区分	経費の項目	
トライアル導入対象製品の運搬及び設置に係る経費	運搬費、建造・改良・据付・修繕に要する経費	補助率： 補助対象経費の2／3以内 補助限度額： 650千円 （第5条第2項を適用する場合にあっては10／10以内。）
旅費	トライアル導入対象製品の運搬・設置に係る従業員の派遣等	
庁費	通信運搬費、借料又は損料、保険料（トライアル導入期間における製品の保証に関するもの）	

（注）補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(2) 被災地支援に係る製品のトライアル導入の場合（実施要綱第5条第2項）

自然災害または大規模事故等の発生により、大きな被害を受けた被災地において、その地域の復興を支援するため製品のトライアル導入を行う場合の補助率については、被災地に製品を無償提供する場合に限り、別表1の定めによらず10分の10以内とする。

5. 応募手続きの概要

(1) 応募書類提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13
長崎県産業労働部 産業技術課 新産業支援班

(2) 応募受付期間

平成23年6月22日（水）から平成23年7月29日（金）17時まで

土日・祝日を除く。9:00～12:00、13:00～17:00

※ 郵送の場合も平成23年7月29日（水）17時必着。

(3) 提出書類

提出書類の他、必要に応じて追加資料の提出及び説明をお願いすることがあります。

なお、提出いただいた書類の返却はいたしません。

【提出書類】 提出部数は2部。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費明細書（第3号様式）
- (4) トライアル導入申込書（第4号様式 第5条第1項を適用する場合）
- (5) トライアル導入計画書（第5号様式 第5条第2項を適用する場合。なお、第5条第2項を適用しない場合にあってもトライアル導入先が被災地である場合は、本計画書をもってトライアル導入申込書（第4号様式）の提出に代えることができる。）
- (6) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に係る新事業分野の開拓を図る者についての認定通知書の写し（申請中のものについては認定申請書の写し）
- (7) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (8) 県税の未納が無い証明書

(注) トライアル導入先が被災地である場合は、

上記（4）の「トライアル導入申込書（第4号様式）」に代えて、

（5）の「トライアル導入計画書（第5号様式）」を提出してください。

なお、トライアル導入先が未定である場合は、現時点で想定される導入先を記入してください。

(参考) 申請書チェックシート

申請書類	6ヶ月トライアル (補助率2/3以内)	被災地導入の場合		チェック欄
		6ヶ月トライアル (補助率2/3以内)	製品の無償提供 (補助率10/10以内)	
(1) 補助金交付申請書(第1号様式)	○	○	○	
(2) 事業計画書(第2号様式)	○	○	○	
(3) 補助対象経費明細書(第3号様式)	○	○	○	
(4) トライアル導入申込書(第4号様式)	○ ※導入先の記載は 予定記載で可。	—	—	
(5) トライアル導入計画書(第5号様式)	—	○ ※導入先の記載は 予定記載で可。	○ ※導入先の記載 は予定記載で 可。	
(6) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に係る新事業分野の開拓を図る者についての認定通知書の写し (申請中のものについては認定申請書の写し)	○ ※申請中の場合は 申請書の写しで 可。	○ ※申請中の場合は 申請書の写し で可。	○ ※申請中の場合は 申請書の写し で可。	
(7) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	○	○	○	
(8) 県税の未納が無い証明書	○	○	○	

提出部数：2部

(注意) 補助対象経費には、消費税および地方消費税を含まないものとします。